



文化パルク城陽友の会会員規約

1. 名称 この会員制度は、文化パルク城陽友の会(以下「友の会」という)といいます。
2. 目的 この会員制度は、公益財団法人城陽市民余暇活動センター(以下「財団」という)が主催、共催する事業を通じて、会員が芸術や文化を身近に享受されるなど、地域文化の発展に寄与することを目的とします。
3. 事業 友の会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行います。
 - (1) 文化パルク城陽及び催し物に関する情報の提供
 - (2) 財団が指定する公演の入場料を割引(公演により割引枚数を制限する場合があります。)
 - (3) 財団が指定する公演のHP・窓口での先行販売及び電話での先行申込(電話申込はこちらで座席を指定します。)また、**座席割当は来館者が優先されます**。公演により枚数を制限する場合があります。
 - (4) レストラン「星待ちキッチン」の飲食料金を5%割引、ロゴスランド内「プラムイン」3F バーベキューテラスでご予約の上ご利用いただいた会員証提示者全員に、ご精算時コーヒータケットをプレゼント。
 - (5) その他財団が企画した様々なサービスを適宜提供します。
4. 事務局 友の会事務局は、財団内に置きます。
5. 入会及び退会等
 - (1) 入会は、友の会入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局に提出します。
 - (2) 会員が事務局に届け出た住所・氏名等に変更が生じた場合、事務局へ所定の届け出をするものとします。また退会するときは事務局へご連絡ください。
 - (3) 会員が虚偽の申告、代金の未払いその他規約に違反したときは、会員の資格を喪失することがあります。
6. 会費
 - (1) 友の会の会費は、年会費 2,000円とします。
 - (2) 納入された会費は、いかなる理由があっても返還できません。
7. 会員期間及び更新
 - (1) 会員期間は、入会月より1年後の月末までとします。
 - (2) 会員の資格を更新しようとする場合は、会員期間満了月の**2ヶ月前から会員期間満了日まで**に年会費を添えて事務局に提出します。この場合において更新された会員の有効期間は、当該更新前の有効期間満了月の翌月の初日から1年間とします。
8. 会員証
 - (1) 会員には会員証を発行します。会員証の提示がない場合、割引その他の特典は受けられません。
 - (2) 会員証は、会員本人のみ有効とし、他に譲渡、若しくは貸与してはなりません。
 - (3) 万一紛失・盗難・破損等をした場合や氏名・住所等を変更されたときは、速やかに事務局に届け出、再発行を受けなければなりません。
9. 経費 友の会の運営に要する経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてます。
10. その他 この規約は、必要に応じ適宜改正する場合があります。また、規約に定めない事項については、財団の理事長が別途定めます。

附則 平成17年3月1日施行 平成24年4月24日改正・施行 平成27年2月15日改正(平成27年7月1日施行
平成28年4月1日改正(平成28年5月1日施行) 平成30年1月8日改正・施行 令和3年3月20日改正・施行
令和5年5月23日改正・施行 令和5年9月27日改正・施行

<チケット購入方法>

- ① 窓口購入の場合は1階総合受付で会員証を提示していただくと、会員割引(指定の公演のみ)や座席指定ができます。**(取扱いはいくらかのみです)** 9:00~17:00 ※会員証を忘れた場合は割引等の特典は受けられません。
 - ② **オンライン購入の場合は毎月お送りする会報誌(パルククラブ)に記載のログインIDを入力してください。**
 - ③ 電話申込の場合は会員番号をお伝えください。☎0774-55-1010
 - 窓口で精算 ⇒ 1週間以内に1階総合受付にお越しのうえ、会員証を提示してお名前と電話申込みされたことをお伝えください。**(取扱いはいくらかのみです)** 9:00~17:00
 - 振込&郵送 ⇒ **事務手数料600円**を別途申し受けます。
金額と振込期限を記入した振込用紙をお送りします。
お近くの郵便局から振込をお願いします(振込料別途要)。入金を確認され次第、チケットを簡易書留でお送りします。
- (1) 申込後のキャンセル・変更は出来ません。
 - (2) 電話申込につきましては、必ず期限までに精算をお願いします。
 - (3) 電話申込はこちらで座席を指定させていただきます。
 - (4) 発売初日は来館のお客様から優先的に座席を割り当てます。